

平成28年4月1日

鉄道車内に持ち込める手回り品のルールの一部変更について

箱根登山鉄道では、平成27年6月30日に発生した、東海道新幹線「のぞみ225号」における車内放火事件を受け、下記期日より鉄道車内に持ち込める手回り品のルールについて、JRならびに民営鉄道各社と同様に一部変更することとしましたのでお知らせいたします。

主な変更点は下記のとおりです。

記

1. 変更内容

ガソリンをはじめとする可燃性液体については、量や重さに関わらず、車内への持込が出来なくなります。

- これまで可燃性液体については、容器を含む重量が3キログラム以内であれば持込可能となっておりましたが、原則持ち込み禁止といたします。ただし、可燃性液体を含むものであっても、酒類・化粧品類・医薬品など、日常の用途に使用するもので、小売店などで一般的に購入いただける製品については、2リットル以内又は容器を含む重量が2キログラム以内であれば、引き続き車内に持ち込みいただけます。
 - また、高圧ガス、可燃性固体についても、これらを含む小売店などで一般的に購入いただける製品については、2リットル以内又は容器を含む重量が2キログラム以内であれば持ち込みいただけます。
- ※ 具体例につきましては、別紙をご参照ください。

2. 変更日

平成28年4月28日(木)より

以 上

(別紙)

手回り品のルールの主な変更点

	具体的な物品例	現在	変更後
可燃性液体	ガソリン・灯油・軽油	○ (3%以内※)	×
	酒類・化粧品類・医薬品・ライター	○ (3%以内※)	○ (2L・2%以内※)
	ペンキ	○ (10%以内※)	○ (2L・2%以内※)
高圧ガス	ヘアスプレー・防水スプレー・ スポーツ用冷却スプレー	規定なし	○ (2L・2%以内※)
	カセットボンベ用カセットガス	規定なし	○ (2L・2%以内※)
	LPガス (業者から購入するものなど)	×	×
可燃性固体	キャンプ用固形燃料	○ (3%以内※)	○ (2%以内※)